## 東灘区人権週間講演会

## ヒューマンライツ・コンサート

## ~子どもの自立と友情を考える~



## 平成28年12月7日(水)

午後2時~3時30分(1時30分開場)

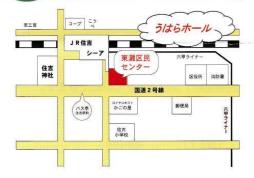




## 演奏:アンサンブル・サビーナ

「友情のサビーナ・オーケストラ」の女性メンバーを 中心に編成しているプロの管弦楽アンサンブル。

## 場所東灘区民センター「うはらホール」



- 所在地 東灘区住吉東町5丁目1-16
- JR・六甲ライナー 「住吉駅」下車南側へ徒歩約2分
- 市バス33・35・37・38・39系統・阪神バス 「住吉駅前」 ※東灘区民センターには駐車場はございません。

## まつもと しずお 講師

- 友情のサビーナ・オーケストラ代表・イタリア生活文化交流協会会長
- •NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ音楽科講師
- ・(有)サビーナネット代表取締役・元龍谷大学講師

友達のことや将来のことなど子どもが抱えている悩みは、今も 昔もたくさんあります。

プロのアンサンブル演奏を聴きながら、それぞれの音楽に込め られた人々の思いや願いに思いをはせ、子どもたちの課題について わかりやすく解説していただきます。

## 演奏曲月予定

- ・「オー・ソレ・ミオ」・ビゼー/オペラ「カルメン」・ヴィヴァルディ/『四季』より冬
- ・椰子の実・フォスター/スワニー河・宮崎監督作品より 他

## 手話通訳、要約筆記があります。

窟 500名

(先着順)

定員を超えた場合のみご連絡いたします

締切 11月25日(金)まで

申辽

電子メール soumu-jinken@office.citv.kobe.lg.jp はがき

〒658-8570(住所不要)

東灘区役所総務課「人権週間講演会」係

FAX 078-841-5553

お問合せ 東灘区役所 総務課総務係 TL078-841-4131 (内線203・204) (6) 第230号

## 更生ご う N

平成28年7月1日

## 12のびし おめでとうございます

(順不同敬称略)



## 「桜を見る会」に招かれて

羽島 敦子

4月9日、安倍総理にご招待をいただき「桜を見る 会」に僭越ながら夫とともに行かせていただきました。 当日は青空が広がり絶好のお花見日和。会場の新宿御苑 は、桜の花も新緑に映え満開です。警備のチェックは笑 顔で対応、特別な「ハレの日」を感じました。時には花 びらが舞い、家族連れも多く和気藹々。招待客約16,000 人、総理は9時に来られるという情報を頼りに舞台の前 やロープで仕切られた定位置で待っていました。なんと 大勢の人が、と思いつつ別のほうにと流れに逆らって歩 いてみました。ところが全く思いがけなく、集団から離 れた場所で到着されたばかりの総理ご一行にお会いしま

した。偶然とはいえラッキーな出来事です。早速総理と 握手、昭恵夫人とのショット!まるでアイドルの追っか けモードです。

芸能人の皆さんはまた違った場所でのご対面で、招待 客はどうやらそちらのほうばかり見ていました。総理の 車は黒塗りの大型国産車、後部トランクには高くアンテ ナが4本も取り付けられ、大勢のSPとともに危機管理 は万全です。

この後11時から、更生保護会館にて今年招かれた保護 司と配偶者は、片岡法務省保護局長を始め関係者の皆様 と昼食と懇談のひと時を過ごしました。更生保護のご縁 が兵庫県、近畿、全国につながっていることを実感致し ました。任期満了を迎え文字通りの「花道」となり、大 切な思い出となりましたことを深く感謝申し上げます。



★平成28年6月30日 BPnet 記事の投稿

この記事は BPnet の転載です。(羽島名誉会員投稿)

梶原しげるの「プロのしゃべりのテクニック」

## 「出所者」が働く居酒屋が新宿にある理由







## ■ "出所者・居酒屋"と「歌舞伎町のゲンさん」

「あそこでビール運んどる、ちょっとイケメンおるでしょう? 彼も、ムショに2回ほど 入ってたんよ」

場所は新宿歌舞伎町。居酒屋「酒肴蔵 京丹後屋」。「歌舞伎町のゲンさん」こと玄秀盛さ んが、私たちのテーブルにやって来て気さくに声をかけてくれたこの店こそが、玄さんプロ デユース、噂の"出所者・居酒屋"だ。

笑顔でキビキビ働く従業員の様子は、どなたも「人気居酒屋店の従業員」にしか見えず、 一体誰が「出所者=服役体験者」なのかそうではないのか、まるでわからない。実際には働 く人の半分ほどが「出所者」だという。



(写真:PIXTA)

務省への取材で分かった。 以上増えたことが18日、 社から788社になり4割

## 土曜日 (2016年) 6月18日

唐

至

刑務所を出て保護観察 立ち直りを支援する 0 -18000 社 -16000

対 れ、 年間に、 てから今年4月までの約 金を支給する制度が始まっ 象となった人を雇い入 協力雇用主」に国が奨励 雇用企業が551 協力雇用主の推移

> スタート 奨励金制度

として32年までに出所者を 策閣僚会議で、再犯防止策 雇用する企業を約1500 に増やす数値目標を決 政府は平成26年の犯罪対 用主としての登録は1万社 できる可能性もある。 衰えなければ、目標が達成 法務省によると、協力雇 増加ペ ースがこのまま 社 800

-14000 -12000 L10000 雇用している数実際に

と伸び悩んでいた。 を雇うことへの心理的な抵 400 200 0 マ成25年 26 27 28 ※各年4月1日時点、法務省調べ 72社、 年4月時点 は551社 年4月時点 も26年4月 で380 いるのは25 時点では4 出所者 その後 27

協力雇用主の 登録数

600

ことが背景にあるとみられ

れる。 められる。 出など就労状況の報告を求 り最大年間72万円が支給さ 所して1カ月以内に雇い、 負担を補うためにスター 1年以上の継続雇用を予定 ているなどの条件を満た 奨励金はこうした経済的 保護観察対象者が仮出 1年限定で1人当た 企業は給与明細の提

当者は「更生には仕事に 引き続き社会の理解を広め 野は確実に広がっており、 くことが不可欠。 千社に増加。 から今年4月には約1万6 年4月時点の約1万4千社 ていきたい」と話してい 協力雇用主の登録も、 法務省の担 雇用の 裾 就

どが重い負担となっている とっては、社員寮の整備な 約7割を占める中小企業に 抗感に加え、 協力雇用主の

以上あるが、実際に雇って

## 刑務所仮出所者らの更生手助け

## 保護司の数と平均年齢の推移(各年1月現在の数値 (成) (成) 64.5 立ち直りにつなけるボ 平均年齡(右目盛り) 4万8000 63.5 63.0 4万7000

で、再任は飞歳未満となっている。で、再任は飞歳未満となっている。任期は2年が、実質的には無報酬のボランティア。任期は2年生を支援する。法相が委嘱する非常勤の国家公務員だ と定期的に面接し、生活の助言や就職の手助けなど更

> 代表の伊藤宏基さん(41) 般社団法人「GARDE

安は大きい」と打ち明け 担がどんどん増えているよ 制度改正などで、現場の負

うな気がする。正直、

ら。伊藤さんは自身も覚醒

察付き執行猶予判決の確定者ら保護観察対象者

刑務所や少年院の仮出所者、保護観

物やアルコール、ギャンブ

この日招かれたのは、薬

ルの依存者らを支援する一

り方などを学んだ。 え、薬物依存者へのかかわ

実務研修で 者への支援

保護司

再任は76歳未満となっている。

年齢は過

表京相名

いる。 保護司の役割は今後ますま 犯者率の上昇や刑の一部執 9歳と過去最高を記録。再 保策に努めたい」と話して 務省の担当者は「減少傾向 在で4万7939人とな 護司の数が今年1月1日現 口猶予制度の導入により、 に歯止めがかかるよう、確 重要になるとみられ、法 保護司は罪を犯した人や 行少年らを地域で見守 7年ぶりに増加に転じ 一方、平均年齢は64・

去最高6

した人らの更生を支える保 刑務所や少年院を仮出所

上が全体の約8割を占め 加した。一方で平均年齢は 上昇を続け、28年は60歳以

更生保護の要である保護

と、平成17年ごろから減少 ランティア。同省による と比べ67人とわずかだが増 年減少。だが、28年は前年 傾向となり、22年からは毎

を強めてきた。背景にある 司の減少に、同省は危機感 のは再犯者率の高まりだ。 一般刑法犯の再犯者率は9

なった。

楽』はないが、多くの人に 数では対応しきれない恐れ るとみられ、今の保護司の もある。担当者は「『特効 察対象者の数は大幅に増え 度」だ。制度により保護観 る「刑の一部執行猶予制

けるのが、新たに導入され さらに 『追い打ち』をか

年は過去最悪の47・1%と い、少しでも増加するよ う努めたい」と話してい

した。この日以降に言い渡 と定める政令を閣議決定

される判決から適用され

刑の一部猶予制度

年から一貫して上昇し、26 | 保護司の役割を知ってもら | 関連法の施行日を6月1日 を盛り込んだ改正刑法など りの刑期を猶予する一刑の 刑の一部を執行した後に残 一部執行猶予制度」の創設 6月1日から施行 政府は12日、懲役や禁錮

や根性ではどうにもならな一あり、治療につなけるため い。治療につなけることが「に周囲が「病気だ」と指摘 剤に溺れて苦しんだ経験が

して支援する必要性を強調

大切だ」

ていたかも。今後に生かし という。「もっと早く聞 が、「薬物依存は病気だと いうことを初めて聞いた ん(69)は保護司歴11年だ ていれば、接し方が変わ 研修を終えた藤原教子さ

「GARDEN」の伊藤宏基さんから薬物依存 について話を聞く保護司ら―今年3月、奈良市

務研修だ。

たい」と話した。 ければならない」としなが らも、「多様化する犯罪や つわる情報や司法制度改革 など、常に勉強していかな 畿のあるベテラン保護司は われわれも更生保護にま 一方で、困惑の声も。近

は増している。テーマは毎

回異なるが、今回は「刑の

部執行猶予制度」を見据

平成28年4月13日 産経新聞 神戸版

## 犯罪多様化 重み増す研修

薬物依存は病気。意志

男性の話に耳を傾けた。年 在、こうした研修の重要度 の保護司約30人が集まり、 奈良保護観察所に奈良県内 薬物依存者の支援に携わる に1、2回行われている実 今年3月中旬。 奈良市の 犯罪が多様化している現

指示できる

物依存から脱却するための プログラムを受講するよう 期間中、必ず保護観察の対 象となり、保護観察所は薬 薬物使用者の場合は猶予

れば、刑の一部の執行を を図ることが適当と判断す 止のために社会の中で更生 初めて実刑を科された受刑 決のうち、薬物使用者や、 者が対象。裁判所が再犯防 年以下の懲役・禁錮刑の判 1~5年の範囲で猶予す

一部執行猶予制度は、

## ★平成28年1月24日 第19回東灘市民放水大会

1月24日住吉川河川敷にて市民放水大会が開催されました。清原副会長をはじめ多くの保護司がそれぞれの立場で参加し、永島サポートセンター長が大会宣言を行いました。 (梶井保護司投稿)





## 東灘区ホームページ「区長の日記」より

大寒波が西日本に襲来してきました。今朝の住吉川は、水の間から突き出た岩の縁や小さな草の周りが凍りつき、見ているだけで手先がじんじんしてきました。 そんな中でも、カモがのんびり泳いだり羽繕いをしたりと、寒くないのかなと思ってしまいます。一方で私たちは、厳寒期だからこそ、気を引き締め、訓練や備えをしなければならないことがたくさんあります。 昨日、住吉川河川敷で行われた第19回東灘市民放水大会もそのひとつと言えるでしょう。震災の経験と教訓を継承しようと、この時期ゆえの大会です。区内の防災福祉コミュニティや消防団、連合婦人会、区内各企業、ボーイスカウト・ガールスカウト、少年団野球リーグなど29団体の皆さんをはじめ、約1000人の区民が集まり、一斉放水や炊き出し訓練などが行われました。 住吉川に向かって一斉に放水が始まると、しばし寒さを忘れるほどの、鮮やかな美しい虹がかかりました。

產 令亚 周 家代

夕刊

た後、残りの執行を猶予できる制度。
刑を言い渡す際、刑期の一部を執行し
に、裁判所が3年以下の懲役刑や禁錮

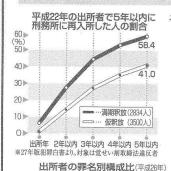
いる。対象は、初めて刑務所に入る人や まれ、今年6月までの導入が決まって平成25年に成立した改正刑法に盛り込

刑の一部執行猶予制度

## 始まれば 予制度

整備が最大の課題となってい

「詐欺 その他 28.8%



の不足は深刻で、支援態勢の 院や専門機関など「受け皿 が、薬物依存の治療を行う病 につなげることにある。だ 実社会で更生させ、再犯防止 あることが21日、分かった。 存者の数が現状の4千人から 制度の狙いは薬物依存者らを 1万人前後に増える可能性が より、保護観察対象の薬物依 刑の一部執行猶予制度」に 今年6月までに導入される

割だった。 所者では6割近くに上る。 象となる仮釈放者では約4 週程を見守る保護観察の対 割合は、刑期満了による出 22年に出所した後5年以内 締法違反罪で服役し、平成 日書によると、覚せい剤取 を繰り返す者は多い。犯罪 に再び刑務所へ収容された 方で、保護司らが更生の

薬物に溺れ、ひたすら再犯 覚醒剤など依存性が高い

薬物依存者がどれぐらいに 後、保護観察の対象となる 度の導入を決定した。導入 とで再犯を防ごうと、同制 域の中で立ち直りを目指す は社会生活を送りながら地 こうした現状を受け、 国 う。

の再犯者は必ず保護観察対象となる。 薬物使用者。執行猶予期間中、薬物使用 物依存者は1万人前後になば、保護観察対象となる薬 る」と推計しているとい 全員一部執行猶予となれ 26年の仮釈放者約4千人が 法務省幹部は 仮に

者は治療に手間がかかる い」と指摘。そのうえで となるべきだが、薬物依存 直りを支援するのは賛成だ 本医師は ドラインをまとめたが、松 依存者らに対し官民が緊密 に連携するよう示したガイ 年11月、保護観察中の薬物 が、まだまだ受け皿が少な 『招かれざる客』となって 医療機関や保健機関が核 一地域の中で立ち

りを支援する医療機関や民 の男性20人ほどが集まって 12月、ある施設に20~50代 なあ』と感じることはある 間団体は限られている。 盗に続いて多いが、 をめぐる犯罪は国内では窃 導入されれば、社会で更生 を目指す薬物依存者はこれ まで以上に増える。覚醒剤 どんなとき?」。 自分のことを『頑固だ 立ち直 る「認知のゆがみ」を直し 定員の約25人がいくつかの 高田市)の施設では現在、 支援する一般社団法人「G ンブルの依存者らの回復を ていくのだという。 ーク。依存症に多く見られ ARDEN 薬物やアルコール、ギャ

覚せい剤 取締法違反

は、自分を客観的にとら いた。取り組んでいるの 他人の意見に耳を傾け い、入所者には1日千円の っている。<br />
費用は月額約20 日中にプログラムを受け、 生活費が渡される。平日の とき、この施設を紹介され く路頭に迷いかけた40歳の 失った」。 回、刑務所に入った。

刑の一部執行猶予制度が一る大切さを学ぶグループワ一食事は共同のキッチンで協 (奈良県大和 する。 回復できた」。スタッフの 無理。僕も仲間がいたから ている。 するスタッフが相談に乗っ 力して用意。各寮では常駐 森裕さん(44)はこう断言 人で立ち直るのは絶対に 「薬物依存は『病気』。

「嫁、子供、会社、すべて これまでに薬物使用で3 身元引受人もな スリに走る」と指摘。 ク」の近藤恒夫代表(74)は 存者を見守り回復につなげ をもつ支援団体「日本ダル る施設がもっと必要だ」と %治らない。孤立が最大の ない。全国約60カ所に施設 する民間団体はまだまだ少 と沖縄県に計4カ所の施設 敵で、誰かが支えないとク 物依存者の立ち直りを支援 を展開するが、こうした薬 薬物依存は刑務所では百 GARDEN」は同具

07人しかいなかった。 で治療を受けている人は2 存者のうち、医療機関など 護観察対象となった薬物依 法務省と厚生労働省は昨 26年度に保

なるかは裁判所の判決次第一国でわずか十数カ所。法務一と提言している。 保護観察対象者を増やすこ一させるのは容易ではない。 の治療を行う医療機関は全 医師によると、薬物依存症 ンター(東京)の松本俊彦 国立精神・神経医療研究セ 物依存者を地域の中で更生 ただ、これだけの数の薬

の施策が必要ではないか いる。診療報酬の加算など

るようになった」と振り返 き、『変わりたい』と思え 分と向き合ううち、 て自分は病気なんだと気付 た。プログラムを通して自

## 活動広がる 地域で講演・助言



「鑑別所のノウハウを活用し、子 供の問題解決に貢献したい」と話 す大津少年鑑別所・西岡潔子所長

印象があるかもしれないが、施設が持つ 法」で業務として明文化されたことを機 年6月に施行された新法「少年鑑別所 学校で講演したりする「地域援助」が広 少年非行の専門知識を、地域の人にぜひ の五十嵐定一総務課長は「近寄りがたい に、実施件数が倍増した。大阪矯正管区 がりを見せている。法務省によると、昨 活用してほしい」と話している。 非行問題に精通した少年鑑別所の職員 教師や保護者にアドバイスしたり、

地域援助の件数は244 新法成立前の1~5月の 府4県の少年鑑別所で、 たり、連携して指導法を検 題を抱えた子供への対応に すでに倍以上に増えた。問 は10月までで515件で、 ついて学校から相談を受け 新法が成立した6月以降

同管区によると、近畿2

たという。 り、26年は1万194人。 平成15年の2万3063人をピークに減少してお 役割が異なる。犯罪白書によると、年間入所者数は な業務で、審判後に矯正教育を施す少年院などとは 検査や行動観察を行い、非行の原因を調べるのが主 ■ 歳未満の少年らが、最長8週間収容される施 全国に52カ所ある。家裁などの求めに応じて にもあまり知られていない ため、相談用の施設利用は い範囲」に限定され、 一般

では「本来業務に支障のな われてきたが、旧少年院法 地域援助はこれまでも行

低調だった。

の法務少年支援センターに 085・085)。最寄り

接続される。

談ダイヤル(20570・

問い合わせは全国共通相

非行や少年犯罪の防止にあ を一転させ、 に設置。閉鎖的なイメージ 支援センター」を各鑑別所 実施機関として「法務少年 たる姿勢を明確にした。

地域密着型で

来業務の一つに位置付け

岡潔子所長はそう強調す や各種適性検査が、無料で アを得意としている。 年鑑別所は特に心理面のケ 入所者の非行原因調査を長 わった大津少年鑑別所の西 が整っています」 すぐに受けられる。鑑別所 鑑別所法の法案作成にも携 にはそのための職員、 前任の法務省勤務で少年 専門的に行ってきた少 20種類以上の性格検査 など、地域でも敬遠されが 族が建物の周囲を走り回る を「励ます」ために、暴走

それぞれに利点があるが、 カウンセラーや児童相談 る窓口としては、スクール 子供の問題行動に対応す 医療機関などがあり、 め、臨床心理士などの資格 多くの非行少年に接してき 導を担当している教官らも 常駐。検査結果を基に、非 を持つ心理職の技官が4人 度などを助言することもで た経験から、非行の進行程 教育学や社会学に詳しく、 相談に応じる。それぞれが い相談に対応している。 やいじめ、子育てなど幅広 行に限らず親子・友人関係 きるという。 入所した少年らの生活指

も生まれている、としてい の交流を通じ、 成立前は地域との交流に積 地域に出ることで相乗効果 も変わってきた」と指摘。 認めつつ「長期的に子供と 極的とはいえなかった」と 接している学校関係者らと 職員の意識

●テレビ・インターネットで学ぶ ●授業料は1科目・11,000円

かつては収容された友人

ちだった少年鑑別所。

西岡

面0120-864-600

★平成27年7月9日 新聞記事の投稿 この記事は7月9日産経新聞朝刊です。(梶井保護司投稿)

影響がでる」と懸念してい 気に数が減り、更生支援に 期限(76歳)を迎えると一 の世代が、保護司の再任用 深刻な状況。同省は「団塊 で、なり手不足と高齢化が

27年には60歳以上が全体の

## 再犯防止

進む高齢化

22年以降、6年連続で減少 の取材で分かった。平均年 数が今年1月1日現在で4 らの更生を支える保護司の 齢は過去最高の64・7歳 万7872人となり、平成 したことが8日、法務省へ 罪を犯した人や非行少年 委嘱。同省によると、そ 少。平均年齢は急上昇し、 の数は17年ごろから減少傾 常勤の国家公務員で法相が を依頼される。身分は非 護観察所から対象者の支援 向で、22年からは毎年減 C 保護司はボランティア 居住地域を管轄する保

た。 約8割を占めるようになっ

どで保護観察対象者は減っ ているものの、再犯者率が たが、一般刑法犯の再犯者 るのは、少年犯罪の減少な 前年比約1200人減だっ の対象者は約3万9千人で 高まっていることだ。25年 同省の危機感の背景にあ 影響 率は9年から一貫して上昇



保護司はかつて、元校長

を中心に地域コミュニティ が続く理由について「都市 が難しくなったことや、企 が希薄化し、人材の推薦

する仮釈放は39・2%だっ のに対し、保護司らが支援 7%となった。 所の場合が60・8%だった を調べた結果、保護観察所 を訪れる義務のない満期出 に、10年以内の再犯の割合 放の約1万6千人を対象 所した約1万2千人と仮釈 省によると、16年に満期出 は重要さを増している。同 状況を見守る保護司の存在 このため、対象者の更生

し、25年は過去最悪の4・している」としている。 業の定年延長の動きも影響 この記事は6月14日産経新聞朝刊です。(羽島保護司投稿)



★平成27年5月27日 新聞記事の投稿

■解答乱麻

この記事は5月27日産経新聞朝刊です。(羽島保護司投稿)

見ている。その時点で、学校が

友人たちは、殴られて目の周り つもあったことに気づく。現に

修事につながる兆候はいく 事件の経過をたどってみる

2015. 5. 27

産経新聞

に大きなアザができた遼太君を

17、18歳の少年だった。しか

もう少し手を差し伸べられなか かし、学校だけで問題を抱える すうす把握していたはずだ。し ることや、複雑な家庭事情をう 以外のところなのか難しい問題 ったのかと侮やまれる。 だ。学校は、遼太君が不良グル 学校にあるのか、それとも学校 まれた中学生を引き戻す責任は ープの使い走りをさせられてい 校外の不良グループに巻き込

年3人は不良グループに属する きている。それに逮捕された少

から離れた真夜中の多摩川で起 失われていくのは、次々と起こ **柄理を物語っているのではない** 合な事実から目をそらす社会の るニュースに目移りして、不都 件が、短時間で人々の記憶から 犠牲になった残酷で不条理な事 その記憶が風化し始めている。 み上げられていたが、いまでは ケットボール、メッセージが積 に遼太君の死を悼む花束、バス 確かに事件は学校教育の現場 年端のいかない13歳の少年が

## 立ち、いっときは現場の河川敷 教育評論家 石井昌浩

得る情報は、昨今の個人情報保 が現実だ。おまけに学校が知り 守備範囲だけで手いっぱいなの れに問題を抱えていて、自分の 地域の連携」と呪文のように唱 の事件は教えている。 う。危険が身に迫る子供を守る み遠太君を学校に連れ戻そうと えてみたところで、3者それぞ に取り組む以外にないことをこ 努力しても無理があったと思 には、大人が地域ぐるみで本気 しかしながら「学校、家庭、

係は大人が簡単に入り込めるほ う努力が求められている。 場において情報を率直に出し合 を深め、学校警察連絡協議会の カーや児童相談所などとの連携 師や保護者へ助言を与えること 家の知見は子供の癒やしのため きるとはとても思えない。専門 る教師以上に問題解決に貢献で が本来の使命だと思う。また学 だけに役立てるのではなく、教 校にはスクールソーシャルワー ところで、子供同士の交友関

陰惨な事件の報道に世論が沸き 発見されてから3カ月になる。

君が殺害され、遺体が多摩川で

川崎市立中学1年の上村遼太

教育長など歴任。著書に 投げされる学校 立教育研究所次長、国立市 学校が泣いている』『丸 〈いしい・まさひろ〉都

遼太君の事件を風化させるな 夕刊 護の壁もあって制限が多く、家

社会環境の中でも、子供の命を は一般に行われていた家庭訪問 にくくなっている。プライバシ 作りのように思えて疑問であ 残されているはずだと思う。 救うために大人ができる対策は いる。このような孤立しがちな すら実施できない地域が増えて ない家庭も珍しくない。かつて ー保護を理由に最近では表札の 庭での子供の生活状況が把握し る。心理学の専門家だからとい 遣する例が目立つのはアリバイ って日常的に子供と接触してい びにスクールカウンセラーを 意味がない。この点で事件のた 心のケア」を理由に学校に派 対策には実効が伴わなければ ど安直なものでないことを理解 所」がどこにも用意されていな け出すための「駆け込み寺」の いる。遼太君にはグループを抜 されていて、事実上密室化して の情報空間は外部には固く閉ざ だけの濃密な情報を共有し、そ 便利な機器を活用してグループ する必要がある。スマホなどの 引き継ぎたい。 緯を深く分析して、その教訓を 風化させないために、事件の経 のかもしれない。 遼太君の死を 感になっていれば悲劇は防けた 大人が子供の異変にもう少し敏 ある。今度の川崎市の例では、 かったのだ。 ような機能をもつ「安全な居場 子供を守るのは大人の責任で

NHKクローズアップ現代「相次ぐ少年事件 問われる保護観察」 ★平成27年5月26日 http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02 3656 all.html

## 地域で更生めざす 少年の保護観察

神奈川県内の保護観察を管轄する、横浜保護観察所で す。現在、およそ1、400人の少年を対象に保護観察を行 っています。どのように少年を更生させるのか。 その中身を決めるのは、心理学などの専門知識を持つ保 護観察官です。



処分が決まった少年に対して面接を実施。

非行の内容や家庭環境などに合わせて、更生させる具体的な計画を立てていきます。

## 保護観察官

「遵守(じゅんしゅ)事項の約束、どんな内容か覚えている?」

## 少年

「暴力団と絡まない、薬物をやらない。」

計画の基本となるのが、遵守事項と呼ばれる約束事です。これは過去に傷害事件を起こしたある高校生のもの。 共犯者との交際を絶つこと。

深夜にはいかいしたり、たむろしたりしないこと。

そして、欠席せずに学校に通うことなどを義務づけました。

## 受けること。 7日以上の旅行をするときは、あらか 特別遵守事項 1 共和者との交際を絶ち、一切接触をしないこと。 2 確後にはいかいしたり、たむろしたりしないこと。 3 正当な理由のない欠席、遅続又は早退することなく学校に選 本書に掲げられた遵守事項は、私が保護観覧の開間 これらの遵守事項は、業員ないよ説明を思い



## 保護観察官

「再犯、再非行させないのが保護観察の大きな目標なので、そのための大きな基準になるので、それをはっきり少年たちに示すことで、これを守っていれば保護観察をきちんと受けているとみなされると少年たちにとってもわかりやすい。」

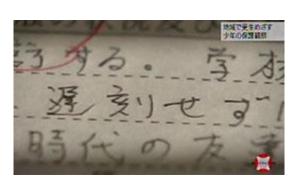
遵守事項を定めた保護観察官は、次に少年が暮らす 地域の保護司に少年の担当になってもらいます。

保護観察官の監督の下、保護司が実際に見守りを担う のです。

保護司は非常勤の国家公務員。

保護可は非常勤の国家公務員。 月に2回程度、少年と面接をし、必要に応じて家庭訪問を行います。





そして月に1回、少年の様子を報告書にまとめて保護観察官に送ります。

これは、先ほどの傷害事件を起こした高校生のケースで提出された報告書です。

面接で得た情報を詳しく記述しています。

共犯者ではなく、中学校時代の友達と会っていること。

高校は遅刻せずに行っていること。

そして遵守事項には違反していないものの、耳にピアスを開けるなどの変化が見られることを報告しています。

保護観察官は報告書などをもとに、少年が遵守事項の違反を繰り返すなど更生の見込みがないと判断した場合、少年院送致など新たな処分を家庭裁判所に求めることができるのです。

## 少年たちが見えない 岐路に立つ保護観察

地域の中で少年を見守り更生させる、保護観察。

しかし、その中心的な役割を担う保護司は今、新たな課題に直面しています。

保護司歴20年以上の河西英彦さんです。

保護司 河西英彦さん

「この辺が大体たまり場だね。」

これまで30人近くの少年たちを見守り、更生させてきました。

町内会長を務める河西さんは、子ども会の活動を積極 的に行うなど地域住民とのネッワークを構築。

そこから得られる情報を、保護司の活動にも生かしてきました。







しかし最近、保護観察をしている少年の様子がつかめないケースが増えているといいます。

保護司 河西英彦さん

「どこで何をしているんだろうっていう、そのへんのところが見えづらい。

昔と子どもたちの世界が違ってきている。」

数年前に担当した少年は、たびたび面接に現れず、無断 外泊も繰り返していました。

河西さんは少年の居場所を突き止めようとしましたが、地域で見つけることはできませんでした。

少年は、LINEで新しい仲間と知り合い、自宅から遠く離れた東京などを転々としていたのです。

どんな生活をしているのか。

どんな交友関係なのか。

結局、詳しい実態をつかみきれずにいるうちに、少年は担 当外のエリアに引っ越していきました。

## 保護司 河西英彦さん

「(少年たちの)行動範囲がわからないので、エスカレートしたときに引き止める手だてがない。

(事件という)結果が出て初めてわかる。

どこかの時点でなんとかなったんだろうと言うけど、そのどこかの時点を誰も追えない。」

さらに今、多くの保護司が直面している問題が、地域社会の変化です。

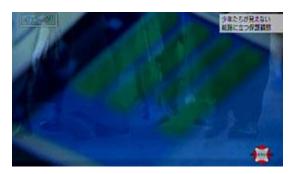
東京・江東区で17年間保護司を続けてきた主婦の中澤照子さん。

これまで地元の暴走族など50人以上を更生させてきました。

中澤さんはこれまで、面接に加えて、隣近所の人たちからさりげなく聞き取った情報をもとに少年たちの生活を把握してきました。

## 保護司 中澤照子さん

「街を歩いていれば(地域の)みんなで頑張ろうね、頼む ねとか、みんなで年代を越えて、その子たちやそのグルー プをなんとかしようという気持ちがあった。」











ところが、子どもたちに目をかけてくれていた住民は高齢化 し、街にあまり姿を見せなくなりました。

加えて、街の再開発によってここ10年で転入者が30%余り増加。

街の雰囲気が一変したといいます。



## 保護司 中澤照子さん

「建物自体から入りづらかったり、関わりづらかったり。

(少年の)仲間が見えない、友達が見えない。

情報が入ってこないし非常にこれから大変、いろいろな形で私たちの活動は。」

地域のつながりを前提として成り立ってきた保護観察。

地域社会が変容する中で、岐路に立たされています。

## 相次ぐ少年事件 問われる保護観察

ゲスト生島浩さん(福島大学大学院教授)

●保護司の環境をどう捉える?



更生保護制度というのは、保護司さん、地域の民間の篤志家の方々が地域で立ち直りを助けると、そうい う制度なんですが、非行自体から地域性ということが消えてから久しいと思うんですね。

今、保護司さんも「地元の」っていう言い方をされてましたが、地元の不良交友、あるいは地元の暴走族、そ ういうその「地元の」というのが消えてしまった。

不良行為も、盛り場にたまるとか、あるいはコンビニの前にたまるということも、この数年来消えてしまいましたし、暴走族も、もちろん名前はありますけれども、現実に地域の名前をつけて、暴走族、バイクが何十台も走ってた、そういう風景は全く最近見なくなったと思うんですね。

ですから、その地域っていうのが非行から消えてしまった以上、保護司さんはどういう形でそういう少年たちにアプローチしていくか難しくなった、そういう子どもたちも、子ども会の活動だとか地域活動というところに参加しなくなってます。

保護者の方もそうなので、保護司の方々、いろんな地域活動に参加されていますけれども、そういう形では アプローチできないという事態が進行していると思います。

●見えないところでの新しい交遊関係、SNSなどのコミュニケーションツール 接触も難しくなっている?

本当にそうだと思いますけども、その辺は更生保護も、保護観察も、新しいツールを使わなければいけない と思います。

例えば面接・カウンセリングも、最近ではメールを使うというようなことがほかの領域でも行われてますし、もちろん保護観察の場合は、本人かどうかっていう本人認証の技術的な問題もありますけれども、そのへんはクリアして、メールなどを使ってきちんと接触していく、生活実態を把握していくと、そういうような方法が必要だと思います。

## ●親のアプローチも難しくなっている?

おっしゃるとおりで、少年たちの生活実態というのは外からは見えません、ご家族しか見えないので、その ご家族にどうやってアプローチしていくか。

保護司さんは親の先輩として、今まで家庭訪問などによってアプローチしてたんですが、今、家庭訪問っているのが非常に難しくなっている。

学校現場でもそうだと思いますが、人の家庭の中に入って、いろんな事情を重ねた難しいご家庭が多いので、そこにアプローチしていくには専門的なアプローチ、私は家族療法を専門としてるんですが、そういったようなアプローチも必要かと思います。

●保護観察制度そのものに無理が生じているのでは?

これは先ほどご紹介ありましたように、確かに再犯は1割、2割いらっしゃる。

でも8割の方は、保護観察で再非行なく立ち直って、普通の生活をして大人になっている。

そういう事実を踏まえると、やっぱり時間と、社会側の寛容さというか立ち直りを認める、それは必要だと思いますね。

ただ、現実に地域で立ち直らせることができる人たちと、それから専門的なプログラムが必要な人たちをきちんとより分ける、選定する。

私たちはアセスメントというふうに呼んでますが、そこは非常に厳格なアセスメントが必要になっているというふうには思います。

(専門的なプログラムとは?)

今、成人のほうでは進んでいるんですけれども、性犯罪から始まって、薬物であったり、暴力であったりとい うことなんですが、中心は成人犯罪になっています。

やはりこの少年に対しても、さらに広げた形で、専門的なプログラム、ただこれは保護司ではなくて保護観察官がやらなければいけませんが、その数が圧倒的に足りない状況ですので、そこらへんはスタッフを充実させるということが必要不可欠だと思います。

## 保護観察の新たな取り組み 専門家の連携プレー

福岡県北九州市。

少年事件の発生率が全国の中でも高いことに、長年、頭 を悩ませてきました。

この街の保護観察は5年ほど前から他の行政機関と連携して行われています。

保護観察官の青木美香さんです。

青木さんは、担当している少年たちの情報を幅広く得るために、たびたび市民会館を訪れます。

この市民会館では、警察の組織で少年たちの相談に乗る 少年サポートセンター。

そして教育委員会と児童相談所が1つのフロアに同居。 補導歴や学校でのトラブル、それに家庭環境など、それぞ れが把握している情報を必要に応じて共有しています。

少年サポートセンターに連絡が入りました。

「先生にケガさせたらしい、頭突きして。」







少年は学校を飛び出して帰宅。 母親では手に負えないといいます。

電話を受けた職員は、少年を一時保護する可能性があるため、児童相談所と情報を共有しました。

このように、北九州市ではそれぞれの組織が持つ少年の個人情報を、ちゅうちょせず共有しています。

保護観察所を含め、それぞれの組織が守秘義務を負っているため、情報を共有しても外部に漏れないという考え方を採用しているのです。

連携によって得られる情報を、保護観察官の青木さんは積極的に生かしています。

保護観察官 青木美香さん 「(面接するのは)1か月ぶりぐらいよね。」

この日、青木さんは保護司だけでは対応が難しい10代 後半の少女と面接を行いました。

少女は、暴力事件などで保護観察を受けています。

保護観察官 青木美香さん「仕事頑張ってるんだね。」

## 少女

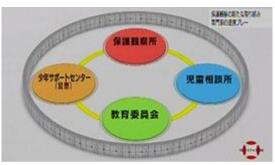
「仕事、2週間休んでないです。」

この日、青木さんは少年サポートセンターの職員に同席を頼みました。

交友関係を十分につかみきれていなかったため、少女と顔見知りのサポートセンターの職員に様子を見て もらおうと考えたのです。

面接が続く中、少女がある少年の名前を出したときでした。









少年サポートセンターの職員 「ちょっと見せて、どんな子?」

サポートセンターの職員が少年の名前に反応しました。

以前から、その少年が薬物に関わっていることを知っていたのです。

少年サポートセンターの職員

「けっこう名前聞くよね、A君は。」

## 少女

「あの子はそろそろ駄目でしょうね。

たぶんそろそろパクられそう。

絶対シャブやめないもん。」

保護観察だけではすくいきれなかった交友関係の情報を、連携によって知ることができた青木さん。 その少年が出入りする場所に近づかないよう少女を諭しました。

保護観察官 青木美香さん

「あんまりそういう所に行ってたら...。」

## 少女

「行かないですよ。」

保護観察官 青木美香さん 「大丈夫?」

## 少女

「忙しいので、仕事で。」

発展の企会を記した 音楽の記した 一個機能を 音楽の を表現している。 をまれる。 をま

少年たちに関わる大人たちが連携を始めて5年。

北九州市では、少年犯罪の発生率がおよそ5%減りました。

## 保護観察官 青木美香さん

「観察官だけとか保護司だけとかだと限界もあるので、連携していくと支援する人が増える。 本人からしても、信用しても大丈夫だなと思う人がたくさんいるということで、(連携の)効果がある。」

## 連携と情報共有 保護観察の新たな取り組み

●保護司・保護観察官に行政機関が情報を共有 なぜ広がっていない?



先ほど申し上げたように多くの事情を抱えているケースが

多いわけで、そういうときに多くの機関とか、多くの専門職の人たちが協力していくというのはポイントだと思います。

そのときに会議などは前から行われているんですが、どうしても役所どうしの役割分担、そういう話し合いに 終始してしまうということがあったと思います。

必要なのは、それはそちらの仕事かもしれないけれども一歩踏み込む積極性と、それはこちらの仕事かも しれないけども食い込んでこられることの許容性といいますか、そのへんを認める、小さな親切、よけいな お世話じゃないですけれども、そういった形の連携が必要だということで、いろんな機関が連携していくうえ で、役割分担に終わらないということがポイントだというふうに思います。

●ある機関の方が得た情報を違う機関の方に伝えることで、更生に資するような対応ができる?

大事なことは、それをなんのために使うかということで、秘密の保持が守られるかといっても、専門職どうし の話し合いというのは全く問題はないわけですけれども、単なる目をつけるだけに終わることではなくて、き ちんとその結果として目をかけるという、方策まできちんと話し合われることが大事で、どうしても単なる情 報共有、目をつけるだけで終わってしまうというところが今までの反省だったというふうに思います。

●社会の変化、再開発などによってコミュニティーが変わった 具体的にどんな対策が必要?

保護司さんにしても個人的な努力といいますか、個人的な、社会的なつながりだけで対応していくことは難 しいと思いますね。

きちんとした仕組みが必要だと。

今、法務省のほうで考えているのは、更生法のサポートセンターというのが全国に450か所ぐらいあるそうですけれども、そういう形で保護司さんが共同して力を出し合う、それから関係機関にも共同して働きかけるという、そういう仕組み作りが一点必要だというふうに思いますね。

それから先ほど繰り返しましたけれども、8割の人たちが立ち直っているわけで、それを支える社会の許容 さというか、立ち直りのためにはやっぱり時間と多くの人たちの手間暇がかかるわけですね。

でもそれをきちっとかけてくれれば普通の生活が送れるように、普通のアプローチで、普通の人の志ってい うか、ちょっとした気持ちで立ち直りができるんだということを日本の更生保護は示していると思いますの で、そこはきちっとやっていかないと欧米のように立ち直りとかそういうことでなくて「モニター」ということば に変わってしまってるんですが、そういう「監視」に終わらないように、きちっとしたサポート、支援、そういう ものが社会的な仕組みとして維持されなければいけないというふうに思います。

(若いときに踏み外しても、やり直せる社会?)

おっしゃるとおりです。

やり直しということを認めない社会っていうのは、本当に閉塞感がある社会だと思います。

## ★平成27年4月4日 新聞記事の投稿

「e y e:奈良少年刑務所 世紀超え「監獄」今も」写真集の転載です。 http://mainichi.jp/graph/2015/04/04/20150404dde012040003000c/001.html



上空から見た奈良少年刑務所。手前中央が表門。中央が庁舎、放射状に延びるのが受刑者が生活する舎房 =本社へりから貝塚太一撮影



受刑者が生活する舎房内部。放射状に45度の角度をつけて2階建ての「第一寮」から「第五寮」が配置されている。2階の中央看視所(中央)からは格子越しに床下の1階も見える=奈良市の奈良少年刑務所で、貝塚太一撮影

で摘発したのは前年比約4・7倍

全国の警察が危険ドラッグに絡ん

警察庁によると、

昨年1年間に

## 危険ドラッグ

がドラッグ使用の判断は 険ドラッグについて、 べて安く容易に入手できるため かった。試したことがあると答え に意識調査をした結果、 埼玉県の小学校で、高学年を対象 育が必要だ」と指摘している。 ル児童も1人いた。 いとの回答も複数あり 浸透は想像以上。 日本薬物対策協会 若年層への浸透が懸念される危 危険ドラッグは覚醒剤などと比 とも呼ばれ、 と回答し トウエー 今回の調査では試し たことが29日 入り口 未成年者の摘発 早期の薬物教 が東京都と 民間団体 7.2% ドラッ 個人の 協会は てみ

~今年3月、

5校の5、

6年生を

協会によると、

調査は昨年10月

461人が回答した。

)が知っており、

覚醒剤の

93

危険ドラッグは90・2%

416

対象にアンケート形式で実施し

る死者も112人に上った。

の840人。

使用が原因とみら

打

## 「試したことある」児童も

引を勧められた 0.9%(4人)、 %を大きく上回った。 1%に次ぐ知名度。 が7・2%(33人)、 いるのを見たり聞いたりした」が たい」は1・3%(6人)、 なければ悪いとは言えない ては「個人の問題で、判断は自由 へ)で、小学生にも身近になりつ ・3%(15人)だった。 ある実態が浮き彫りになった。 が0・4%(2 友人知人に吸 大麻の53・8 法律に反し 試してみ 使用につい 吸って が3

この記事は地域の浄化、犯罪予防活動の視点からも重要な論点だと思います。(羽島保護司投稿)

# 見過ごしてきたことが問題がまる朝刊後者を経過なり

アルバイト 斉喜広一 67

れることになったのか のか Ш なぜ大人 ノのリーダー 崎市 かし 和感を覚える なぜ事件に巻き込ま 被害者の少年につ 事件で、 という声をよく聞 に相談し 私は、そう 格が逮捕さ 少年グル しなかっ が殺

なく、 な 守るこ た少年らのグルー ことができなかったか」を 酒や暴力などの不法行為を ١ 報道によると、逮捕され これは災害でも事故でも に考えるべきだろう。 つすれば被害者が身を とができたか 殺人事件である。 なぜ、 事件を防ぐ プは、 では 飲

日常的に行っていたといけてこなかった。そうしたといった。そうしたといった。そうした状況の中で、被害少年が、大人に相談する気になるだろうか。

すべきだ。(大阪府大東市)からはまず、この点を反省過ごしてきたのか」。大人別でもまず、この点を反省がある。大人がある。大人のできだ。(大阪府大東市)がある。



★平成26年12月31日 ニュース奈良の声 奈良県)奈良少年刑務所が移転候補地の調査 開示文書 で判明 明治のれんが建築どうなる

明治のれんが造りの建物を現在も使用している奈良市般若寺町の奈良少年刑務所が、建物の老朽化などから移転候補地の調査を行っていたことが、記者が法務省矯正局大阪矯正管区に対し行った行政文書開示請求で開示された文書で分かった。同建物は近代化遺産として貴重とされ、保存運動を展開する市民団体も先ごろ誕生した。建て替えや移転の動きが注視されていた。移転なら跡地利用で建物が残されるのかどうか同省の判断が注目される。



奈良少年刑務所建物は1908(明治41)年、奈良監獄として建てられた。明治時代、国が監獄施設の近代化を目指して建てた全国の「五大監獄」の一つ。現存しているのは同監獄だけという。洋風の重厚な造りが特徴で、奈良県教育委員会がことしまとめた県近代化遺産総合調査報告書は「日本の近代化の一側面を示す遺構として貴重」と評価している。

大阪矯正管区が開示した文書は、ことし2月から3月にかけて作成された、いずれも「奈良少年刑務所施設移転候補地の調査結果について」と題する報告書3件。1件の報告書につき1カ所の候補地の調査結果となっていた。確認できたのは報告書の題や作成日のほか、「所在地」「敷地面積」「地権者」「調査内容・調査結果(20項目)」などの項目名のみ。具体的情報はすべて黒く塗りつぶされ非開示だったが、同少年刑務所の移転が検討され、候補地が3カ所あるとみられることは分かった。

非開示の理由については、行政文書開示決定通知書は「法務省内部の検討、協議に関する情報であり、 公にすると外部からの圧力や干渉により、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れや移転 候補地の住民の間に混乱を生じさせる恐れがあり、移転に関する事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある」 とした。

記者はこのほか、建物の耐震性や耐震工事、建て替えについて検討した文書なども開示請求したが、保 有していないとされた。

奈良少年刑務所用度課は同刑務所建物について「築 100 年以上たち老朽化が進んでいる。施設としては収容者と職員を守る義務がある」としたが、移転候補地の調査結果や跡地利用については「何も決まっていないので答えられない」とした。

同建物をめぐっては、ことし 10 月、市民団体「近代の名建築 奈良少年刑務所を宝に思う会」が発足した。地元の自治会代表者や市在住の作家、まちづくり団体関係者、建築の専門家らが呼び掛け人になり、会長には奈良監獄を設計した山下啓次郎の孫であるジャズピアニストの山下洋輔さんが就任した。現在、建物に文化財保護などの規制がないことから、「いつ取り壊しになってもおかしくない状態」として、重要文化財の指定を目指し、勉強会などの活動を始めている。

「守る会」の呼び掛け人の一人、奈良市在住の作家寮美千子さんは「移転候補地の調査が行われているのに、具体的な情報を公開してもらえないのは残念だ。少年刑務所建物の存続を考えるとき、秘密裏にして市民から遠ざけてしまうのは問題。いざ移転というときに理解が深まらず、反対運動が起こったりして困難につながる。情報を広く市民と共有して、どう臨むべきか共に考えていく姿勢が欲しい」と訴える。